

農地の集積・集約の取組の加速化

【令和7年度予算概算決定額 16,463（17,210）百万円】
（令和6年度補正予算額 8,000百万円）

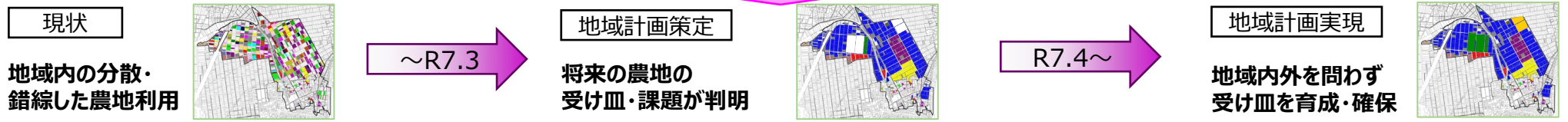
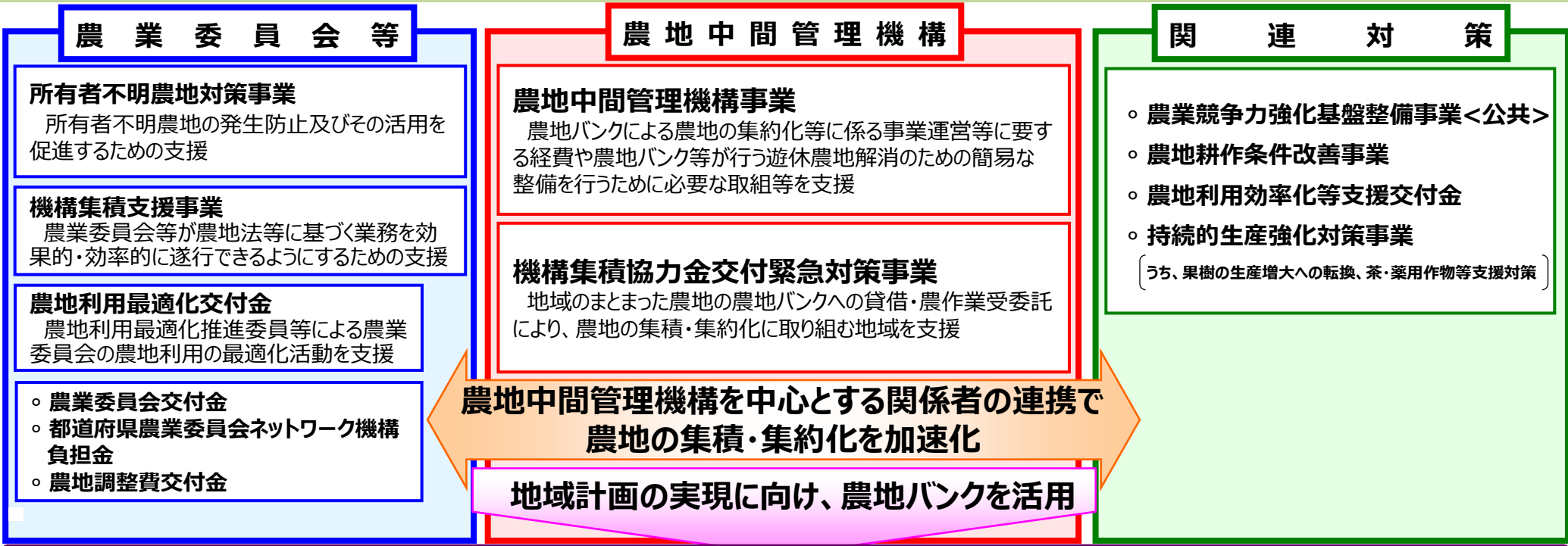
<対策のポイント>

地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援します。

<政策目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の全体像>



農地の集積・集約の取組の加速化のうち
農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和7年度予算概算決定額 4,276（4,613）百万円】
（令和6年度補正予算額 8,000百万円）

＜対策のポイント＞

地域計画の策定により、地域の農地利用の将来像の実現に向けた取組が加速する機を捉え、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借及び農作業受委託を進めることで、**農地バンクを活用した農地の集約化の取組**を支援します。

＜政策目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

＜事業の内容＞

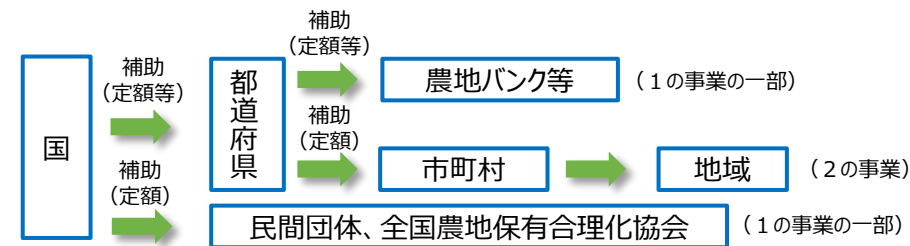
1. 農地中間管理機構事業 4,276（4,013）百万円

農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員等による事業推進に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う遊休農地の解消の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する**利子助成**を行います。

2. 機構集積協力金交付緊急対策事業 【令和6年度補正予算】8,000百万円

地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む。）の**農地バンクへの貸借・農作業受委託**により、**農地の集積・集約化に取り組む地域**に対し、**協力金を交付**します。

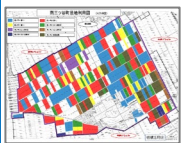
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）

地域計画に基づく農地の集積・集約化



現状

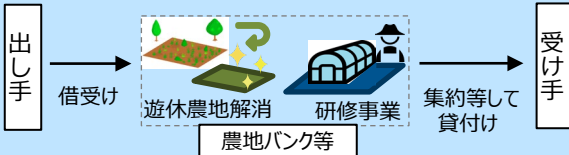


目標地図

- ・市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を地域計画として明確化
- ・農地バンクの農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こし等を実施
- ・農地バンクが、地域計画の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、地域計画に位置付けられた者に農地の集約化等を実施

＜中間保有の強化＞

- 農地バンク等が地域計画において受け手が位置付けられていない遊休農地を解消し、担い手等に転貸する取組を支援
- 農地バンクが新規就農者向けに農地を積極的に活用する取組を支援



＜農地集積・集約化の加速＞

- 地域計画に基づき、
 - ① 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援【2.8万円～3.4万円/10a】（地域集積協力金）
 - ② 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援【1.0万円～3.0万円/10a】（集約化奨励金）※ 受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円～1.5万円/10a

【お問い合わせ先】 経営局農地政策課（03-3591-1389）

農地の集積・集約の取組の加速化のうち
農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和7年度予算概算決定額 12,187（12,597）百万円】

＜対策のポイント＞

地域が目指すべき農地の将来像である地域計画の実現に向けた、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動等の取組に必要な経費を支援します。

＜政策目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

＜事業の内容＞

1. 農業委員会交付金4,718（4,718）百万円
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手
当に必要な基礎的経費を交付します。
2. 機構集積支援事業2,749（2,748）百万円
遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査や所
有者不明農地に係る公示制度に必要な取組等、農地情報や農地の出し手・受け
手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。
3. 農地利用最適化交付金4,051（4,560）百万円
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要
する経費を支援します。
4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金523（523）百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に
規定された業務に要する経費を支援します。
5. 農地調整費交付金47（47）百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。
6. 所有者不明農地対策事業99（－）百万円
所有者不明農地の解消に向けた農業委員会の取組を牽引する取組を支援します。

＜事業イメージ＞

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可 等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消 等）

【T農業委員会の活動事例】

- ・農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。
- ・調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。（担い手への集積率：65.0%（令和5年度））



※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート

農業委員会による地域計画の実現に向けた取組の推進

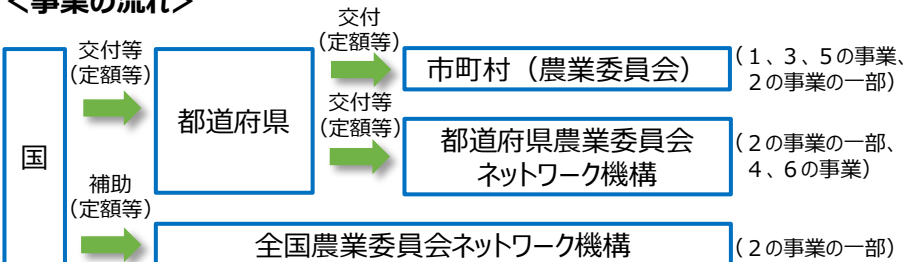
【農地利用最適化交付金】

- ・ 農業委員会が行う農地利用の最適化活動（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）に係る活動量や成果に応じて交付（委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に対して交付することも可能）

【機構集積支援事業】

- ・ 農業委員会が行う農地の利用調整、各種調査、農地台帳の整備等の活動を支援

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】（1、3、4の事業）経営局農地政策課（03-3591-1389）
（2、6の事業）農地政策課（03-6744-2152）
（5の事業）農地政策課（03-6744-2153）